

6. 税金の控除・減免について

5) 自動車税の課税免除・自動車取得税の減免

身体等に障がいのある方のために使用する自動車で、一定の要件に当てはまるものは、申請により自動車税の課税免除及び自動車取得税の減免を受けることができます。

《対象》

【課税免除等の対象となる自動車】

課税免除の対象となる自動車は、身体等に障がいのある方 1 人につき自家用の自動車 1 台に限られます。

1. 身体障がいのある方又は生計を同じくする方が所有する自動車

・もっぱらその身体障がいのある方が運転をするもの

・その身体障がいのある方と生計を同じくする方が、もっぱらその身体障がいのある方のために運転をするもの(注)

2. 身体障がい等のある方だけで構成される世帯の方が所有する自動車

・身体障がいのある方を介護する方が、もっぱらその身体障がいのある方のために運転をするもの。

(※)町で発行する常時介護証明書が必要です。

3. 構造上、身体障がいのある方が利用するための自動車

(注)身体障がいのある方の通院、通学又は生業のために、その身体障がいのある方を自動車に乗せて、おおむね週 1 日以上運転することを継続的に行う場合に限ります。

【課税免除等の対象となる障がいの範囲】

1. 身体障害者手帳の交付を受けている方

障がいの区分	障がいの級別
下肢不自由	1 級から 6 級
体幹不自由	1 級から 3 級、5 級
視覚障害	1 級から 4 級
聴覚障害	2 級、3 級
平衡機能障害	3 級、5 級
音声機能障害	3 級 (喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る)
上肢不自由	1 級から 3 級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	(上肢機能)1 級から 3 級 (移動機能)1 級から 6 級
内部機能障害	1 級、3 級、4 級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1 級から 4 級
肝臓機能障害	1 級から 4 級

2. 知的障がいのある方

・療育手帳の交付を受けている方

・知的障害者更生相談所又は児童相談所の交付する判定書により、知的障がいがあると判定された方

3. 精神に障がいのある方

・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 ～障害の等級が「1 級」、「2 級」又は「3 級」の方

・精神保健指定医の診断書により、精神に障がいがあると診断された方

(注)戦傷病者手帳の交付を受けている方も、課税免除等を受けられる場合があります

《手続き》

詳しいことは担当にお問い合わせ下さい。

【担当】胆振総合振興局 課税課自動車税係 電話 0143-24-9581